

熊本市公報

第 1367 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次

規 則

| | |
|--|------|
| ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第 80 号） | 1499 |
|--|------|

告 示

| | |
|--|------|
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（告示第 890 号） | 1502 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（告示第 891 号） | 1502 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（告示第 892 号） | 1502 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定（告示第 893 号） | 1503 |
| ○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（告示第 894 号） | 1504 |
| ○児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定（告示第 895 号） | 1504 |
| ○放置自転車の移動及び返還（告示第 896 号） | 1504 |
| ○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 898 号） | 1505 |
| ○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 899 号） | 1505 |
| ○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定（告示第 900 号） | 1506 |
| ○富合町合併特例区に係る平成 25 年度一般会計決算要領の公表（告示第 902 号） | 1506 |
| ○放置自転車の移動及び返還（告示第 904 号） | 1506 |
| ○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 905 号） | 1507 |
| ○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 906 号） | 1507 |
| ○平成 25 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 907 号） | 1508 |
| ○平成 25 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 908 号） | 1508 |
| ○平成 25 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 909 号） | 1509 |
| ○放置自転車の売却等（告示第 910 号） | 1509 |
| ○交付要求通知書の公示送達（告示第 912 号） | 1509 |
| ○平成 25 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 914 号） | 1509 |

公 告

| | |
|---------------------------|------|
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 794 号） | 1510 |
|---------------------------|------|

| | |
|---|------|
| ○平成 26 年度に熊本市が発注する工事請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（公告第 795 号） | 1510 |
| ○平成 26 年度に熊本市が発注する工事請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（業種の追加）に必要な資格（公告第 796 号） | 1513 |
| ○平成 26 年度に熊本市が発注する保守点検業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（公告第 797 号） | 1514 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 799 号） | 1516 |
| ○大規模小売店舗立地法による届出の概要（公告第 800 号） | 1516 |
| ○平成 25 年度第 1 回不動産公売の最高価申込者の決定等（公告第 803 号） | 1517 |
| ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定（公告第 804 号） | 1517 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 805 号） | 1517 |
| ○大規模小売店舗立地法による届出の概要（公告第 810 号） | 1518 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 811 号） | 1519 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 812 号） | 1519 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 813 号） | 1520 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 814 号） | 1520 |
| ○熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業計画の変更認可申請に係る事業計画の縦覧並びに意見書の受付及び縦覧（公告第 815 号） | 1520 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 816 号） | 1521 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 817 号） | 1521 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 819 号） | 1521 |
| ○平成 25 年度熊本市農用地利用集積計画の策定及び縦覧（公告第 821 号） | 1521 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 824 号） | 1522 |

南 区

| | |
|----------------------|------|
| ○住民票の職権消除（南区告示第 8 号） | 1522 |
|----------------------|------|

上下水道局

| | |
|--|------|
| ○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 70 号） | 1522 |
|--|------|

病 院 局

| | |
|--|------|
| ○熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（病院局規程第 13 号） | 1523 |
|--|------|

| |
|------------|
| 規 則 |
|------------|

規 則 第 80 号

平成 25 年 12 月 12 日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(熊本市民生委員推薦会規則の一部改正)

第 1 条 熊本市民生委員推薦会規則（昭和 26 年規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に見出しとして「（設置）」を付し、同条中「民生委員推薦会」の次に「（以下「推薦会」という。）」を加える。

第 2 条を次のように改める。

（組織）

第 2 条 推薦会は、委員 14 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、それぞれ 2 人以内を市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 民生委員
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 本市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- (5) 教育に関係のある者

(6) 関係行政機関の職員

(7) 学識経験のある者

第 3 条に見出しとして「(幹事及び書記)」を付し、同条中「民生委員推薦会は」を「推薦会に」に改め、「それぞれ 3 人以内」を削る。

第 4 条に見出しとして「(雑則)」を付し、同条中「民生委員推薦会」を「この規則に定めるもののほか、推薦会」に改める。

(熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部改正)

第 2 条 熊本市介護保険法等の施行に関する規則(平成 12 年規則第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「第 47 条第 2 項」を「第 47 条第 3 項」に改め、同条第 2 項中「第 59 条第 2 項」を「第 59 条第 3 項」に改める。

(熊本市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正)

第 3 条 熊本市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成 14 年規則第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を削る。

第 5 条中「様式第 5 号」を「様式第 4 号」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条中「様式第 6 号」を「様式第 5 号」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条第 1 項中「様式第 7 号」を「様式第 6 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 8 号」を「様式第 7 号」に改め、同条第 3 項中「様式第 9 号」を「様式第 8 号」に改め、同条第 5 項中「様式第 10 号」を「様式第 9 号」に改め、同条第 6 項中「様式第 11 号」を「様式第 10 号」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「様式第 12 号」を「様式第 11 号」に、「様式第 13 号」を「様式第 12 号」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条を第 8 条とする。

様式第 4 号を削る。

様式第 5 号中「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同様式を様式第 4 号とする。

様式第 6 号中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、同様式を様式第 5 号とする。

様式第 7 号中「第 7 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同様式を様式第 6 号とする。

様式第 8 号中「第 7 条第 2 項」を「第 6 条第 2 項」に改め、同様式を様式第 7 号

とする。

様式第9号中「第7条第3項」を「第6条第3項」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第10号中「第7条第5項」を「第6条第5項」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第11号中「第7条第6項」を「第6条第6項」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第12号中「第8条」を「第7条」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第13号中「第8条」を「第7条」に改め、同様式を様式第12号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

| |
|------------|
| 告 示 |
|------------|

告示第 890 号

平成 25 年 1 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

| No. | 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定期間 |
|-----|----------------|------------------|-------------------------------------|
| 1 | 花園ファルマシア 琴平通り店 | 熊本市中央区本荘町 720-1 | 平成 25 年 1 月 1 日 ～ 平成 31 年 11 月 30 日 |
| 2 | 菜の花薬局 | 熊本市中央区花畑町 1-5-2F | 平成 25 年 1 月 1 日 ～ 平成 31 年 11 月 30 日 |
| 3 | すみれ調剤薬局 | 熊本市北区植木町一木 173-3 | 平成 25 年 1 月 1 日 ～ 平成 31 年 11 月 30 日 |

告示第 891 号

平成 25 年 1 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 2 項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

| 指定医療機関 | 所在地 | 担当すべき医療の種類 | 主として担当する医師（薬剤師）氏名 | 指定年月日 |
|-------------------|-----------------------------------|------------|-------------------|-----------------|
| スマイル薬局 | 熊本市北区植木町鏡田 1029 番 3 号 | 調剤 | 吉村 直幸 | 平成 25 年 1 月 1 日 |
| 花園ファルマシア 琴平通り店 | 熊本市中央区本荘町 720 番地 1 号 | 調剤 | 前田 邦子 | 平成 25 年 1 月 1 日 |
| さくら調剤薬局 坪井店 | 熊本市中央区坪井一丁目 2 番 24 号 | 調剤 | 磯崎 孝也 | 平成 25 年 1 月 1 日 |
| けんぐん薬局 | 熊本市東区若葉三丁目 12 番 10 号-1 | 調剤 | 長野 和子 | 平成 25 年 1 月 1 日 |
| シモカワオークス 通り調剤薬局 | 熊本市中央区城東町 4 番 7 号 グランガーデン熊本ビル 1 階 | 調剤 | 糸島 恵 | 平成 25 年 1 月 1 日 |
| 訪問看護ステーション きんもくせい | 熊本市南区会富町古閑 101 2 番地 | 訪問看護 | — | 平成 25 年 1 月 1 日 |

告示第 892 号

平成 25 年 1 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
 - (1) セントケア熊本
熊本市中央区水前寺四丁目 5 4 番 2 1 号
 - (2) セントケア熊本駅前
熊本市中央区十禅寺一丁目 3 番 1 号
 - (3) セントケア健軍
熊本市東区東野四丁目 6 番 2 6 号
 - (4) セントケア植木
熊本市北区植木町豊田 4 8 1 番地 1
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) セントケア九州株式会社
熊本市中央区十禅寺一丁目 3 番 1 号 東 善郎
 - (2) セントケア九州株式会社
熊本市中央区十禅寺一丁目 3 番 1 号 東 善郎
 - (3) セントケア九州株式会社
熊本市中央区十禅寺一丁目 3 番 1 号 東 善郎
 - (4) セントケア九州株式会社
熊本市中央区十禅寺一丁目 3 番 1 号 東 善郎
- 3 指定年月日
平成 2 5 年 1 2 月 1 日
- 4 障害福祉サービスの種類
 - (1) 居宅介護、重度訪問介護
 - (2) 居宅介護、重度訪問介護
 - (3) 居宅介護、重度訪問介護
 - (4) 居宅介護、重度訪問介護
- 5 主たる対象とする障害の種類
 - (1) 特定無し
 - (2) 特定無し
 - (3) 特定無し
 - (4) 身体障害者、知的障害者、難病患者、障害児

告 示 第 8 9 3 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号の特定相談支援事業者を指定したので、同法第 5 1 条の 3 0 第 2 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
相談支援事業所 アミーゴ
熊本市南区御幸笛田六丁目 7 番地 4 9
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
社会福祉法人 アバンセ
熊本市南区御幸西二丁目 6 5 9 番地 3 三山 哲也
- 3 指定年月日
平成 2 5 年 1 2 月 1 日

4 主たる対象とする障害の種類
特定無し

告 示 第 8 9 4 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 日

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
ぶーやん 4 号
熊本市北区鶴羽田四丁目 1 6 - 5 0
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社 ヒューマンネット
香川県高松市木太町 4 2 8 4 番地 8 鎌倉 美智代
- 3 指定年月日
平成 2 5 年 1 2 月 1 日
- 4 障害児通所支援サービスの種類
放課後等デイサービス
- 5 主たる対象とする障害の種類
障害児

告 示 第 8 9 5 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 日

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 6 第 1 項第 1 号の障害児相談支援事業者を指定したので、同法第 2 4 条の 3 7 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
相談支援事業所 アミーゴ
熊本市南区御幸笛田六丁目 7 番地 4 9
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
社会福祉法人 アバンセ
熊本市南区御幸西二丁目 6 5 9 番地 3 三山 哲也
- 3 指定年月日
平成 2 5 年 1 2 月 1 日

告 示 第 8 9 6 号

平 2 5 年 1 2 月 2 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
 - ア 平成 2 5 年 1 1 月 1 2 日 熊本駅高架下南側駐輪場、熊本駅高架下北側駐輪場
 - イ 平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日 新水前寺駅西高架下駐輪場、新水前寺駅東高架下駐輪場
 - (2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成26年3月4日まで

2 移動・保管台数

自転車 187台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告示第898号

平成25年12月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

| 介護保険事業 所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------|-------------------------------------|---|------------|---------|
| 437011 0142 | 和の郷居宅介護支援事業所 熊本市西区小島二丁目8番5 7号 | 有限会社モトム総合企画 熊本市西区中島町1581番地 代表取締役 白井 清 | 平成25年12月1日 | 居宅介護支援 |

告示第899号

平成25年12月3日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第2項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

| 撤去日 | 名称 又は種類 | 数量 | 撤去場所 | 保管 開始日 |
|--------|------------|----|--------------|-----------|
| 11月18日 | はり札等 | 8 | 城山半田・高橋町・長嶺南 | 11月19日 |
| 11月19日 | はり札等 | 5 | 麻生田・野口町・水前寺 | 11月20日 |
| 11月21日 | はり札等 | 1 | 花立 | 11月22日 |
| 11月22日 | はり札等 | 5 | 水前寺 | 11月23日 |
| 11月25日 | はり札等 | 9 | 長嶺南・水前寺 | 11月26日 |

| | | | | |
|-----------------------------|------|---|---------|--------|
| 11月28日 | はり札等 | 2 | 近見 | 11月29日 |
| 11月29日 | はり札等 | 3 | 坪井・段山本町 | 11月30日 |
| 保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1) | | | | |

告示第 900 号
平成 25 年 12 月 3 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 54 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条の 11 及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 並びに同法第 115 条の 20 及び同法施行規則第 140 条の 31 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

| 介護保険事業所 番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------|--|--|---------------------|----------------------------|
| 4390101 402 | グループホーム きくなん 熊本市北区鶴羽田三丁目 11 番 15 号 | 医療法人 室原会 熊本市中央区国府一丁目 11 番 9 号 理事長 室原 亥十二 | 平成 25 年 12 月 1 日 | 認知症対応型 共同生活介護 |
| 4390101 402 | グループホーム きくなん 熊本市北区鶴羽田三丁目 11 番 15 号 | 医療法人 室原会 熊本市中央区国府一丁目 11 番 9 号 理事長 室原 亥十二 | 平成 25 年 12 月 1 日 | (介護予防) 認知症対応型共同 生活介護 |

告示第 902 号
平成 25 年 12 月 5 日

市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成 17 年政令第 55 号）第 48 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年 10 月 5 日に解散した富合町合併特例区に係る平成 25 年度一般会計決算要領を次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

以下、登載省略

告示第 904 号
平成 25 年 12 月 9 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 25 年 11 月 13 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、中央区渡鹿三丁目 16、北区八景水谷一丁目 6

イ 平成 25 年 11 月 14 日 手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア

ウ 平成 25 年 11 月 18 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア

エ 平成 25 年 11 月 19 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、西区春日八丁目 4

- オ 平成 25 年 1 月 20 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、水道町エリア
 カ 平成 25 年 1 月 25 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、西区上熊本二丁目 18、北区武蔵ヶ丘三丁目 15
 キ 平成 25 年 1 月 26 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、並木坂エリア
 ク 平成 25 年 1 月 29 日 手取エリア、上通自転車駐輪場、新市街エリア、辛島エリア、北区八景水谷二丁目 1

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 26 年 3 月 1 日 まで

2 移動・保管台数

自転車 135 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日 まで返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 9 0 5 号

平成 25 年 1 月 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------|--|---|-----------------|----------|
| 437011 0159 | はーとまっぷ桜木デイサービスセンター 熊本市東区桜木四丁目 17 番 13 号 | 株式会社ハートマップ 熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目 6 番 2 9 号 代表取締役 山下 玲子 | 平成 25 年 1 月 4 日 | 通所介護 |
| 437011 0159 | はーとまっぷ桜木デイサービスセンター 熊本市東区桜木四丁目 17 番 13 号 | 株式会社ハートマップ 熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目 6 番 2 9 号 代表取締役 山下 玲子 | 平成 25 年 1 月 4 日 | 介護予防通所介護 |

告 示 第 9 0 6 号

平成 25 年 1 月 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

| 介護保険事業 所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービス の種類 |
|----------------|--------------------------------------|---|-------------|--------------|
| 437011 0167 | リハビリデイサービスオリーブ新南部 熊本市東区新南部六丁目2番5号 | 株式会社ハミングライフ 熊本市北区植木町広住419番地 42 代表取締役 岡島 淳一 | 平成25年12月10日 | 通所介護 |
| 437011 0167 | リハビリデイサービスオリーブ新南部 熊本市東区新南部六丁目2番5号 | 株式会社ハミングライフ 熊本市北区植木町広住419番地 42 代表取締役 岡島 淳一 | 平成25年12月10日 | 介護予防 通所介護 |

告 示 第 9 0 7 号

平成25年12月10日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

| 年度 | 期別 | 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略） |
|--------|------|------------------------|
| 平成25年度 | 10月期 | 651人 |
| | 9月期 | 11人 |

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成25年12月19日

告 示 第 9 0 8 号

平成25年12月10日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）第9条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

| 年度 | 期別 | 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略） |
|--------|------|------------------------|
| 平成25年度 | 10月期 | 161人 |
| | 9月期 | 8人 |
| | 8月期 | 1人 |

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成25年12月19日

告 示 第 9 0 9 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

| 年度 | 期別 | 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略） |
|-----------|--------|------------------------|
| 平成 2 5 年度 | 1 0 月期 | 1 2 人 |
| | 9 月期 | 1 人 |

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日

告 示 第 9 1 0 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 1 4 条第 2 項及び第 1 6 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 6 1 年 3 月 1 1 日規則第 7 号）第 1 8 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 1 7 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 1 3 6 台

告 示 第 9 1 2 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 8 2 条第 2 項及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 3 条第 7 項の規定に基づく交付要求通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき告示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
1 人
- 2 送達する書類名
交付要求通知書

告 示 第 9 1 4 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

平成 2 5 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

| 該当年度 | 税 目 | 期別 | 指定納期限 | 住所及び氏名（登載省略） |
|--------|------|-------|--------------------|--------------|
| 平成 2 5 | 市県民税 | 4 期 | 平成 2 6 年 1 月 3 1 日 | 4 人 |
| 平成 2 4 | 市県民税 | 過 1 2 | 平成 2 6 年 1 月 6 日 | 1 人 |
| 平成 2 3 | 市県民税 | 過 1 2 | 平成 2 6 年 1 月 6 日 | 1 人 |
| 平成 2 2 | 市県民税 | 過 1 2 | 平成 2 6 年 1 月 6 日 | 1 人 |
| 平成 2 1 | 市県民税 | 過 1 2 | 平成 2 6 年 1 月 6 日 | 1 人 |

公 告

公 告 第 7 9 4 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町舞原字吉野原 1 0 8 3 番 1、1 0 8 3 番 3
4 6 3. 9 2 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区城南町東阿高 1 7 7 番地 1 3
上妻 昭一

公 告 第 7 9 5 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、平成 2 6 年度において熊本市が発注する工事請負契約等（工事、製畳、花苗、測量、設計業等を含む。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

第 1 参加者の資格

1 建設業

- (1) 令第 1 6 7 条の 4 及び熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則第 2 条の規定に該当しない者
- (2) 建設業の許可を受け、かつ平成 2 5 年度の経営事項審査を完了した者（経営規模等評価申請書に審査済印があること。）
- (3) 各号に該当する者であっても熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 1 8 年告示第 1 0 5 号）第 3 条第 1 号に該当する者でないこと。

2 測量、建設コンサルタント等

- (1) 令第 167 条の 4 及び熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則第 2 条の規定に該当しない者
- (2) 測量、建設コンサルタント等を業として営んでいる者で、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に決算を終えている者
- (3) 測量等（測量業者、建築士事務所、土地家屋調査士など）の請負、若しくは受託を業とする者は、法令上必要とする登録を受けている者
- (4) 前各号に該当する者であっても熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号に該当する者でないこと。

3 製畳、花苗

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則第 2 条の規定に該当しない者
- (2) 製畳、花苗の製造販売等を業として営んでいる者で、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に決算を終えている者
- (3) 前各号に該当する者であっても熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号に該当する者でないこと。

第 2 申請の時期及び方法

競争入札に参加しようとする者の申請の時期及び方法は、次のとおりとする。

1 申請の時期

平成 26 年 1 月 7 日（火）から平成 26 年 1 月 31 日（金）まで

（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）

9時から16時まで（ただし、12時から13時までを除く。）

2 受付場所

熊本市中央区花畑町 3 番 1 号

市役所花畑町別館 2 階（旧仮議場 2 階）第 3 入札室

3 申請の方法

競争入札参加資格審査申請書を本市において定める様式により、次に掲げる書類を添えて提出すること。（ただし、県外業者の申請書の様式は、中央公契連統一様式による。市内に営業所を設置している場合は、熊本市に納付した、過去 2 年分の法人市民税納税証明書を添付のこと。）

(1) 建設業

提出書類

| | | |
|---|--------------------|----------------|
| ア | 工事入札参加資格審査申請書 | 様式第 1 号 |
| イ | 誓約書 | 様式第 4 号 |
| ウ | 案内図 | 様式第 5 号 |
| エ | 主観的数値の算定に係る状況確認申請書 | 様式第 6 号 |
| オ | 工事経歴書 | 様式第 7 号 |
| カ | 営業用機械器具 | 様式第 8 号 |
| キ | 市税滞納有無調査承諾書 | 様式第 9 号 |
| ク | 個人住民税特別徴収実施確認書 | 別紙様式 2 |
| ケ | 水道料金滞納有無調査承諾書 | 様式第 10 号 |
| コ | 専任技術者一覧表 | 様式第 11 号 |
| サ | 技術職員名簿 | (経営事項審査提出書類の写) |
| シ | 配水管工技能講習会受講修了者名簿 | 様式第 13 号 |
| ス | 資本関係・人的関係調査 | 様式第 16 号 |
| セ | 受付票 | 様式第 17 号 |

添付書類

- ア 経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の写
- イ 登記簿謄本
- ウ 財務諸表
- エ 印鑑証明書
- オ 技術者の雇用確認のための書類
- カ 技術者の資格の確認できる書類
- キ 労働保険料納付済証明書

(2) 測量、建設コンサルタント等

提出書類

- ア 入札参加資格審査申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 1-1号
- イ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 4号
- ウ 案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 5号
- エ 業務経歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 7-1号
- オ 市税滞納有無調査承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 9号
- カ 個人住民税特別徴収実施確認書・・・・・・・・・・別紙様式 2
- キ 水道料金滞納有無調査承諾書・・・・・・・・・・様式第 10号
- ク 役員等名簿及び照会承諾書・・・・・・・・・・別紙様式 1
- ケ 技術者調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 12号
- コ 配管設計講習会受講修了者名簿・・・・・・・・・・様式第 14号
- サ 建物等調査業務委託登録業者調査票・・・・・・・・・・様式第 15号
- シ 受付票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第17-1号

添付書類

- ア 登録証明書（営業に関し、法律上必要な場合）
- イ 現況報告書の写（国土交通大臣に提出を義務付けられている者のみ）
- ウ 登記簿謄本
- エ 財務諸表
- オ 納税証明書
消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明
- カ 印鑑証明書
- キ 労働保険料納付済証明書

(3) 製畳、花苗

提出書類

- ア 入札参加資格審査申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 1-2号
- イ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 4号
- ウ 案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 5号
- エ 業務経歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 7-2号
- オ 市税滞納有無調査承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 9号
- カ 個人住民税特別徴収実施確認書・・・・・・・・・・別紙様式 2
- キ 役員等名簿及び照会承諾書・・・・・・・・・・別紙様式 1
- ク 職員調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第12-1号
- ケ 受付票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第17-2号

添付書類

- ア 登記簿謄本
- イ 財務諸表
- ウ 納税証明書
消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明

熊本市中央区花畑町 3 番 1 号（市役所花畑町別館 4 階）

熊本市総務局契約検査総室 電話 096-328-2111 内線 2442

公 告 第 7 9 7 号

平成 25 年 12 月 2 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、平成 26 年度において熊本市が発注するエレベーター、空調設備及び消防・自家発電設備等保守点検業務に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、令第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 11 第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

第 1 参加者の資格

- (1) 令第 167 条の 4 及び熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則第 2 条の規定に該当しない者
- (2) エレベーター、空調設備、消防・自家発電設備の保守点検業務を業として営んでいる者で、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に決算を終えている者
- (3) 前各号に該当する者であっても熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号に該当する者でないこと。
- (4) 別表(一)及び(二)に定める技術者の条件を満たす者

第 2 申請の時期及び方法

競争入札に参加しようとする者の申請の時期及び方法は、次のとおりとする。

1 申請の方法

競争入札参加資格審査申請書を本市において定める様式により、持参又は郵送で提出すること。郵送により提出する場合は、次によること。

- (1) 5 の問い合わせ先あてに郵送すること（2 の受付締切日必着）。
- (2) 一般書留、簡易書留のいずれかにより郵送すること。
- (3) 申請書を封入した封筒には、保守点検業務入札参加資格審査申請書在中の旨を明記すること。

2 受付期間

平成 26 年 1 月 7 日（火）から平成 26 年 1 月 31 日（金）まで
（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）

3 受付時間

9 時から 16 時まで（ただし、12 時から 13 時までを除く。）

4 受付場所

熊本市中央区花畑町 3 番 1 号
市役所花畑町別館 2 階（旧仮議場 2 階）第 3 入札室

5 問い合わせ先

〒860-8601
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局契約検査総室（市役所花畑町別館 4 階）
電話 096-328-2111 内線 2442

第 3 提出書類及び添付書類一覧

1 提出書類

- (1) 入札参加資格審査申請書・・・・・・・・・・・・・・ 様式第 1 号
- (2) 業務経歴書・・・・・・・・・・・・・・ 様式第 2 号
- (3) 技術者調書・・・・・・・・・・・・・・ 様式第 3 号
- (4) 誓約書・・・・・・・・・・・・・・ 様式第 4 号

- (5) 保有設備等調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 5 号
- (6) 営業所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 6 号
- (7) 役員等名簿及び照会承諾書・・・・・・・・・・別記様式 1
- (8) 市税滞納有無調査承諾書・・・・・・・・・・様式第 9 号
- (9) 受付票・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 17-3 号

2 添付書類

- (1) 登記簿謄本
- (2) 財務諸表
- (3) 納税証明書
消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明
- (4) 印鑑証明書
- (5) 労働保険料納付済証明書
- (6) 技術職員の氏名及び数を確認するための書類
- (7) 委任状（入札・契約に係る権限を支店等に委任する場合）
- (8) 返信用封筒（80円切手を貼ったもの。持参の場合は不要。）

別表(一)

| 委託業務名 | 関係法令 | 資格の種類 |
|----------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| エレベーター 保守点検業務委託 | 建築基準法第 12 条 建築基準法施行規則第 4 条の 20 | 昇降機検査資格者 |
| 空調設備 保守点検業務委託 | ボイラー及び圧力容器安全規則 第 23 条 | ボイラー技士特、1、2 級 |
| | ボイラー及び圧力容器安全規則 第 35 条 | ボイラー整備士 |
| | 高圧ガス保安法第 27 条の 4 及び第 29 条 | 高圧ガス製造保安責任者 (冷凍機械第 1、2、3 種) |
| 自家発電・消防用 設備保守点検業務 委託 | 消防法第 17 条の 3 の 3 および第 17 条の 6 | 消防設備士甲種、乙種 |
| | | 消防設備点検資格者 (第 1 種、第 2 種) |
| | (社)日本内燃力発電設備協会 | 自家用発電設備専門技術者 |

別表(二)

| | |
|------------------------------|--|
| 技師A(エレベーター、 消防用設備・自家発電設備) | 受変電設備、自家発電設備または昇降機(以下「受変電設備等」という)の点検業務について、高度な技術力及び判断力ならびに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 15 年以上程度の者 |
| 技師B(空調設備) | 受変電設備等以外の設備の点検業務について、高度な技術力及び判断力ならびに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 15 年以上程度の者 |
| 技師補 | (1) 設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 10 年以上 15 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力ならびに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 10 年以上程度の者 |

| | |
|------|---|
| 技術員 | (1) 設備の点検整備業務について、技師または技師補の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験5年以上10年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験5年以上10年未満程度の者 |
| 技術員補 | (1) 設備の点検整備業務について、技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験5年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験5年未満程度の者 |

公 告 第 7 9 9 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区小峯二丁目2612番19、2612番64
2、537.34平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区流通団地二丁目11番地
株式会社 ココストアウエスト
代表取締役 富田 晋

公 告 第 8 0 0 号

平成 2 5 年 1 2 月 4 日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成26年4月4日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コープ春日
熊本市西区春日七丁目1番 外
- 2 変更しようとする事項の概要
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 2箇所（店舗敷地東側及び南側）
(変更後) 3箇所（店舗敷地東側、南側及び北西側）
- 3 変更する年月日
平成25年11月29日
- 4 届出年月日
平成25年11月28日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市西区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 25 年 1 月 4 日から平成 26 年 4 月 4 日まで

公 告 第 8 0 3 号

平成 25 年 1 月 4 日

次のとおり換価財産の最高価申込者を決定したので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 106 条第 2 項の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 換価財産

(1) 売却区分 1 号

ア 不動産の表示

(土地の表示)

所在 上益城郡益城町大字島田字東無田屋敷

地番 379 番 4

地目 畑

地積 127.00m²

(土地の表示)

所在 上益城郡益城町大字島田字東無田屋敷

地番 381 番

地目 畑

地積 46.00m²

イ 最高価申込価額 590,000 円

ウ 最高価申込者氏名又は名称 野口 謙司

エ 最高価申込者の決定年月日 平成 25 年 1 月 3 日 (火)

オ 売却決定日時及び場所

日時： 平成 25 年 1 月 10 日 (火) 午前 10 時

場所： 熊本市役所財政局納税課

公 告 第 8 0 4 号

平成 25 年 1 月 6 日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 4 第 1 項の規定により、応急入院指定病院として次のとおり認定する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 病院の名称

独立行政法人国立病院機構熊本医療センター

2 病院の所在地

熊本市中央区二の丸 1 番 5 号

3 認定期間

平成 25 年 1 月 1 日から平成 28 年 1 月 30 日まで

公 告 第 8 0 5 号

平成 25 年 1 月 6 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区中原町字老町割 1 1 3 5 番 1、1 1 3 5 番 2、1 1 3 6 番 1、1 1 3 6 番 2、1 1 3 7 番 1、1 1 3 7 番 2、1 1 4 2 番 1、1 1 4 3 番、1 1 4 2 番 2 の一部、1 1 3 8 番・1 1 3 9 番・1 1 4 2 番 2 合併の一部

1, 5 8 0. 6 8 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区梶尾町 3 8 6 番地 7

株式会社 CAN

代表取締役 林 京子

公 告 第 8 1 0 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 2 6 年 4 月 1 0 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ熊本中央店

熊本市中央区大江三丁目 6 番 2 5 の一部

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名称及び代表者氏名 | 住 所 |
|-------------------------------|-------------------------|
| 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役社長 坂下 陽一 | 茨城県水戸市柳町一丁目 1 3 番 2 0 号 |

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名称及び代表者氏名 | 住 所 |
|-------------------------------|-------------------------|
| 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役社長 坂下 陽一 | 茨城県水戸市柳町一丁目 1 3 番 2 0 号 |

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成 2 6 年 6 月 5 日（開店希望日）

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5, 9 6 3 平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

No.1 建物 1 階ピロティ 2 0 8 台

No.2 建物北側 4 7 台

No.3 建物東側 7 3 台

No.4 建物西側 1 2 台 合計 3 4 0 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物南東側 1 0 2 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物北西側 1 9 0 平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北西 29. 1立方メートル
建物内北西側 32. 4立方メートル 合計61. 5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後9時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物北西側、北東側及び東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前10時から午後4時まで
- 8 届出年月日
平成25年11月20日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
熊本市農水商工局商工振興課、熊本市中央区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
- (2) 縦覧期間
平成25年12月10日から平成26年4月10日まで

公 告 第 8 1 1 号

平成25年12月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区上代六丁目3128番
491. 99平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区域山半田四丁目15番1号
荒木 健一

公 告 第 8 1 2 号

平成25年12月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区野口二丁目945番、946番1、946番4及び水路の一部
1756. 60平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺南八丁目11番40号
三智開発株式会社
代表取締役 原 美保
熊本市東区長嶺南八丁目8番55号

株式会社 アネシス
代表取締役 加藤 龍也

公 告 第 8 1 3 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区小山四丁目 8 1 0 番 2 及び里道
2,561.84 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区平成三丁目 1 6 番 2 7 号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

公 告 第 8 1 4 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区護藤町字上井龍 3 4 3 2 番 1、3 4 3 5 番 1
4 3 4.44 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区護藤町 2 4 8 1 番地
嶋田 誉志

公 告 第 8 1 5 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 3 9 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、熊本市田井島南土地区画整理組合の事業計画変更に係る事業計画を公衆の縦覧に供する。

なお、当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者は、縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業の名称
熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業
- 2 縦覧場所
熊本市役所本庁舎 9 階
熊本市都市建設局都心活性推進課
- 3 縦覧期間
平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日から平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日まで
- 4 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

公 告 第 8 1 6 号

平成 25 年 12 月 11 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区小島下町字住吉二番割 3731 番 2
266.17 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区小島下町 4245 番地 3
森田 雪絵

公 告 第 8 1 7 号

平成 25 年 12 月 11 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区浜口町字堀上 308 番 1
422.78 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区荒尾一丁目 8 番 26 号 アクアハイツ 102 号
緒方 徹

公 告 第 8 1 9 号

平成 25 年 12 月 12 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区域山半田一丁目 517 番 1
218.56 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区小島七丁目 6 番 29 号
島田 智
島田 美奈子

公 告 第 8 2 1 号

平成 25 年 12 月 13 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 25 年度熊本市農用地利用集積計画第 9 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 縦覧場所
熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 8 2 4 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区浜口町字居屋敷 8 6 2 番 1、8 6 3 番 1、8 6 3 番 5、8 6 4 番 1、8 6 4 番 2
3 0 1. 2 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺一丁目 7 番 3 号 FK ハイ ツ 4 0 2
鎌田 大三郎

南 区

南 区 告 示 第 8 号

平成 2 5 年 1 2 月 5 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 7 0 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 2 月 2 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 2 5 年 1 2 月 2 日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
 - (1) 中部処理区
西区池田四丁目及び北区釜尾町の各一部
 - (2) 東部処理区
東区戸島一丁目、東区戸島五丁目、東区小山一丁目、東区小山三丁目、東区戸島西四丁目及び南区田井島三丁目の各一部
 - (3) 南部処理区
南区近見六丁目の一部
 - (4) 西部処理区
西区小島三丁目、西区小島五丁目及び西区中原町の各一部
 - (5) 植木処理区
北区植木町植木の一部
 - (6) 城南処理区

- 南区城南町下宮地の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
 - 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
 - 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 中部処理区
西区蓮台寺五丁目 7 番 2 号
中部浄化センター
 - (2) 東部処理区
東区秋津町秋田 5 3 6 番
東部浄化センター
 - (3) 南部処理区
南区元三町四丁目 1 番 1 号
南部浄化センター
 - (4) 西部処理区
西区沖新町 4 9 4 4 番 3 号
西部浄化センター
 - (5) 植木処理区
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号
熊本北部浄化センター
 - (6) 城南処理区
南区城南町島田 4 3 8 番地
城南町浄化センター

病 院 局

病院局規程第 1 3 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程（平成 2 1 年病院局規程第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 2 項第 2 号ア(ウ)中「(ア)、(イ)」を「(ア)、(イ)及び(ウ)」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)の次に次のように加える。

- (ウ) 育児休業をした配偶者が職務に復帰するため、住居の移転を伴う直近の勤務公署を異にする異動の直前の居住地に転居すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。